

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年2月2日	有限会社エコワークス(法人番号7120102023962)代表者 鎌田 孝二	大阪府泉南郡熊取町 大久保中2丁目24-6	泉佐野	大阪府泉佐野市中庄 135-1	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年4月9日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和8年2月2日	太伸興業株式会社(法人番号5120101009634)代表者 半田 智宏	大阪府和泉市伯太町1丁目6番7号	本社	大阪府和泉市伯太町1丁目6-7	輸送施設の使用停止処分(42日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年4月22日及び同年5月16日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	5	5
令和8年2月4日	株式会社神宮総業(法人番号9120101062423)代表者 宮本 裕樹	大阪府堺市北区新金岡町5丁目7番334号	本社	大阪府堺市北区新金岡町5丁目7番334号	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和7年12月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	梅迫郵便局	京都府綾部市梅迫町上町7-3	輸送施設の使用停止処分(22日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	白銀郵便局	奈良県五條市西吉野町尼ヶ生536	輸送施設の使用停止処分(49日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月18日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	余呉郵便局	滋賀県長浜市余呉町中之郷高田1548-2	輸送施設の使用停止処分(49日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月23日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	南部郵便局	和歌山県日高郡みなべ町芝447-1	輸送施設の使用停止処分(123日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八千代郵便局	兵庫県多可郡多可町八千代区中野間421-6	輸送施設の使用停止処分(26日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
令和8年2月5日	中山運送株式会社(法人番号4120901009842) 代表者 桑波田 吉広	大阪府茨木市宮島2丁目1番20号	姫路	兵庫県姫路市飾磨区中島3337番	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年11月11日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(以下「指導監督告示」)」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年2月19日	カンリクEXPRESS大阪株式会社(法人番号1120001181867)代表者 山浦 久子	大阪府大阪市浪速区木津川2丁目5番12号	本社	大阪府大阪市浪速区木津川2丁目5番12号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)従業員の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年2月20日	株式会社誠隆(法人番号6180001125442)代表者 越智 誠	愛知県名古屋市中川区東中島町五丁目60番101号	東大阪営業所	大阪府東大阪市三島2丁目649-3.4	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年3月4日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	3	3
令和8年2月24日	株式会社みやび(法人番号1122001029798)代表者 酒井 淳	大阪府東大阪市荒本新町3番17号	本社営業所	大阪府東大阪市荒本新町3番17号	事業停止処分(30日)及び輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	令和7年2月27日、同年3月14日及び同年3月19日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	32	32
令和8年2月26日	名阪運輸株式会社(法人番号7150001006207)代表者 寺田 覚	奈良県大和郡山市横田町275-1	奈良	奈良県大和郡山市横田町275-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年12月9日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	0	0